

令和 8 年度 EBPM 基礎研修実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和 8 年度 EBPM 基礎研修実施業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務目的及び内容
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 事業規模（契約上限額）
上限 700,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 契約期間
契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）

3 事業者選定スケジュール

- (1) 実施要領等の配布開始 : 令和 8 年 4 月 10 日（金）
- (2) 参加申請及び質問受付締切 : 令和 8 年 4 月 24 日（金） 17 時 00 分
- (3) 質問への回答 : 令和 8 年 5 月 8 日（金）（予定）
- (4) 企画提案書類の提出期限 : 令和 8 年 5 月 29 日（金） 17 時 00 分
- (5) 審査委員会の開催 : 令和 8 年 6 月 2 日（火）（予定）
- (6) 選定結果通知 : 令和 8 年 6 月 4 日（木）（予定）
- (7) 契約締結 : 令和 8 年 6 月 5 日（金）以降（予定）

4 参加資格

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 令和 7・8 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書（様式その 3 の 3）、神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を提出すること
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (5) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各

号に該当する団体でないこと

(参考) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/82623/00006.pdf>

5 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうち、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

6 参加申請の手続き

(1) 各書類の交付・提出場所

① 交付開始日

令和8年4月10日（金）

② 配布場所

神戸市ホームページに掲載 ※郵送による配布は行いません。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

③ 配布資料

ア 公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 仕様書

ウ 参加申請書兼質問書

エ 企画提案書兼講師実績調書

オ 契約書案（頭書及び委託契約約款）

カ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

(2) 参加申請書兼質問書の提出

① 提出期限

令和8年4月24日（金）17時00分

※期限の判定は、本市側での到達時刻による。送信完了時刻ではない。

② 提出方法

提出先に記載のメールアドレス宛に提出

件名は「【提出】令和8年度EBPM基礎研修実施業務 参加申請」とすること

③ 提出先

kikaku-data@city.kobe.lg.jp

④提出書類

- ア 参加申請書兼質問書
- イ 会社概要・団体概要（任意様式）
- ウ 登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書（様式その3の3）の写し
※参加申請時点で発行から3ヶ月以内のもの
- エ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

※日付・事業者名・所在地・代表者名を記入してください。

※令和7・8年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する場合はイ～エの提出は不要。

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して、令和8年5月8日（金）までにメールでの回答を予定している。

7 企画提案の手続き

(1) 提出書類

①企画提案書兼講師実績調書

ア 作成方法

別紙「仕様書」を確認のうえ、記載例をもとに所定様式にて作成すること。ただし、所定様式の記載事項がすべて掲載されている場合は、所定様式以外の企画提案書で提出してよい。

- ・企画提案書（A4用紙2枚（両面4頁）以内）
- ・講師実績調書（A4用紙1枚（両面2頁）以内）

イ 注意事項

- ・企画提案書以外に補足資料（A4用紙2枚（両面4頁）以内）を追加する場合は、企画提案書・見積書に続けて同一PDFの末尾に添付して提出すること。
- ・企画提案書には、日付・事業者名・所在地・代表者名・連絡先（担当者名・電話番号）を記入すること。

②見積書（A4用紙片面）

ア 日付・事業者名・所在地・代表者名・連絡先（担当者名・電話番号）を記入すること。

イ 研修費用の総額で記載すること。なお、研修費用の総額は、講師料・交通費・消費税等を含む。消費税及び地方消費税の額は、見積書提出時点において法令により定められた率により算出すること。講師料・交通費については研修1回当たりの単価を明示すること。

(2) 企画提案書類の提出方法等

①提出期限

令和8年5月29日（金）17時00分

※期限の判定は、本市側での到達時刻による。送信完了時刻ではない。

②提出方法

提出先に記載のメールアドレス宛に提出
件名は「【提出】令和8年度 EBPM 基礎研修実施業務 企画提案書類」とすること

③提出先

kikaku-data@city.kobe.lg.jp

④提出書類の順番

以下の順に結合した1つのPDFファイルとして提出すること。

- ・企画提案書兼講師実績調書
- ・見積書
- ・補足資料（希望する場合のみ）

8 選定方法等

- (1) 本市職員で構成する業務委託予定先審査委員会（以下「審査委員会」という）において、提出書類を以下の「審査項目」に基づいて評価し、合計点が最も高い提案者を委託予定先として選定する。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ 仕様と合致しないと判断したもの（講師を選定せずに提案された企画、見積費用の総額が本書記載の契約上限金額を超える企画も含む）
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (3) 必要に応じて企画提案書についてのヒアリングを実施する場合がある。
- (4) 合計点が同点の場合は、審査項目のうち「講師評価」の点数が高い提案者を委託予定先として選定する。「講師評価」も同点の場合は、「企画内容及び実施体制」の点数が高い提案者を選定する。それでもなお同点の場合は、審査委員会にて協議の上、委託予定先を選定する。
- (5) 合計点（100点満点）が60点に満たない場合又は技術点（地域点及び価格点を除く80点満点）が48点に満たない場合は、委託予定先を選定しないものとする。提案者が1者の場合も同様とする。この場合の取扱い（再公募の実施、仕様の見直し等）は審査委員会の協議により決定する。

【審査項目】

審査項目	配点
企画内容及び実施体制	30点
講師評価	50点
地域	10点
価格	10点
合計	100点

【審査基準】

	審査項目	審査基準	審査基準点	乗数 (ウエイト)	配点
技術点	企画内容及び 実施体制	本研修の趣旨・目的を理解し、仕様書の内容を研修企画に反映した有益な研修内容となっているか。	5	× 2	10
		研修効果を高める効果的な手法を盛り込んだ内容になっているか。 受講者のモチベーション（受講意欲）を高く保つ工夫はあるか。	5	× 2	10
		研修の内容を職場での実践へつなげるための工夫はあるか。	5	× 2	10
	講師評価	講師は、この研修内容に関連した高い専門性を持っているか。	5	× 5	25
		講師は、本研修に関する豊富な研修実績を有するか。	5	× 5	25
地域点	○地元企業（本社を市内に有する者）・・・・・・・・・・10点 ○準地元企業 （法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）・・・5点 ○その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0点				10
価格点	○最低見積額を10点とする。 ○その他の見積額は、10点×（最低見積額／見積額）とする。 ※小数点第1位を四捨五入する。				10
合計					100

【評価基準】

「技術点」の各項目は、下表を基準に、0.5単位で1～5の評価を行う。

評価 (審査基準点)	評価内容
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

9 選定結果通知及び契約手続き等

- (1) 評価結果及び選定結果については、令和8年6月4日（木）までに、全ての提案者に文書または電子メールで通知する。また、神戸市ホームページに「委託予定先事業者」「委託期間」「委託金額」「審査結果（順位、点数、契約候補者名）」の項目を掲載する。
- (2) 提案募集を行った研修について、都合により実施時期を変更する場合や、実施しない場合がある。提案が採用された場合でも、契約完了までは「委託予定先」としての位置付けであり、研修の準備行為等に係る費用が発生していても本市に請求することはできない。
- (3) 提案が採用された後も、天災等のやむを得ない事情による実施回数の変更等の特別な場合を除き、提案者の都合による見積金額の変更はできない。

10 研修実施に向けた調整

- (1) 研修日程
 - ア 日程の調整については、選定結果の通知以降、委託予定先と随時行う。
 - イ 研修内容の具体的な打合せについては、原則として、それぞれの研修の実施1週間前までに行う。
- (2) 研修内容
 - ア 企画提案書をベースに、より詳細なカスタマイズ（テキストを含む）を依頼する場合がある。
 - イ 必要に応じて講師にも打合せに参加を依頼する場合がある。
 - ウ 講師が打合せの対応ができない場合は、その旨を企画提案書の「その他開催に係る要件等欄」に記載すること。

11 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
 - ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての提出書類は、返却しない。
 - エ 予定講師の変更は、病気等特別な場合を除き、原則として認めない。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた場合は、その者の指名を取り消す。
- (2) 提出先・問い合わせ先
神戸市企画調整局政策課
住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館12階
電 話：078-322-5162
E-mail：kikaku-data@city.kobe.lg.jp

企画提案書

令和8年 月 日

事業者名 ○○○○

所在地 ○○○○

代表者 ○○ ○○

連絡先 担当者名 (電話番号)

<p>研 修 科 目</p>	<p>令和8年度 EBPM 基礎研修実施業務</p>
<p>提案する研修企画について、特にアピールする点を以下の各欄に記載してください。</p>	
<p>本研修の趣旨・目的を踏まえた内容の研修企画であること</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修効果を高める効果的な手法について ・受講者のモチベーション（受講意欲）を高く保つための工夫について 	<p>※要領に記載の審査基準に応じた、研修内容における工夫などを具体的に記入してください。</p>
<p>研修内容を職場での実践へつなげるための工夫について</p>	

